

概要・目的

介護予防ケアマネジメント実施機関における介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する介護予防サービス・支援計画書（介護予防ケアプラン）の期間及び評価について変更し、実施機関の適切な運用及び業務負担の軽減を図る。

現状・背景

地域包括支援センターと委託先の指定居宅介護支援事業所において、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する介護予防ケアプランについて、概ね12か月毎に評価を実施し、評価後に介護予防ケアプランを作成している。近隣市では、介護予防ケアプランの期間や評価期間が、最長認定有効期間（48か月）の場合もあり、本市の地域包括支援センター職員や介護支援専門員の業務負担が重い状況である。また、指定介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所については、介護予防ケアプラン期間や評価期間に定めがなく、要支援認定対象者ごとの取り扱いに差異があり、公平性の観点から課題がある。

実施機関

- 地域包括支援センター
- 包括から委託した指定居宅介護支援事業所
- 指定介護予防支援事業所（介護予防支援のみ）

主な変更内容

1. 介護予防支援・要支援者に対する介護予防ケアマネジメントAのケアプラン期間を「概ね12か月」から「**本人の状況に応じて期間を設定（最長は認定有効期間）**」とする。
2. 介護予防支援・要支援者に対する介護予防ケアマネジメントAの評価は、**ケアプランの変更時と更新時**に実施する。また、ケアプラン期間が **24か月以上の場合、中間期にも評価**を実施する。
3. **評価時**の提出書類は、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業）**経過記録**」及び「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）**サービス評価表**」とする。
※指定介護予防支援の指定をうけた居宅介護支援事業所は、作成したサービス評価表の提出は不要。

変更開始日

令和8年（2026年）7月 1日 ※現行プランにおいては、現期間を更新してから上記の適用とする。更新した時点で、ケアプラン期間は最長認定有効期間で設定可能。認定有効期間まで24か月以上ある場合は、中間期にも評価を行う。

その他

事業対象者については、上記に関わらず変更なし。介護予防ケアマネジメントAのケアプランについて、概ね12か月毎に評価を実施し、評価後に介護予防ケアプランを作成する。